

## 上牧町第6次総合計画等策定支援業務 仕様書

### 1 委託業務名

上牧町第6次総合計画等策定支援業務

### 2 業務の目的

本町の町政運営の指針となる「上牧町第5次総合計画（後期基本計画）」については、令和8年度で計画期間が終了となるため、上牧町まちづくり基本条例第18条に基づき、令和9年度を始期とする第6次総合計画を策定する必要がある。また、本計画は、令和4年度を計画の始期とする第5次総合計画（後期基本計画）から「人口ビジョン」や「総合戦略」を統合したものとなっており、本町の特性を踏まえた計画体系に加え、人口減少対策につながる地方創生の視点を取り入れた施策展開がなされているところである。

本業務の目的は、現行の総合計画の内容を踏まえつつ、社会・経済状況や本町の抱える様々な課題を分析し、幅広く町民の意見やニーズを取り入れながら、第6次総合計画を策定するものである。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 契約金額の上限

14,036,000円

【令和7年度】 8,206,000円

【令和8年度】 5,830,000円

### 5 業務内容

受注者は、上記業務の目的に記載した考え方を踏まえ、次に掲げる業務を行う。

#### 【令和7年度】

#### (1) 第5次総合計画（後期基本計画）の評価、分析等

「第5次総合計画（後期基本計画）」（第2期上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」、人口ビジョン含む））に関して、評価方法案の提示を行うとともに、取組状況に係る評価、分析を行い、その結果を取りまとめる。評価・分析結果については、素案の作成段階で反映させるものとする。

#### (2) 基礎調査等

本業務に必要な以下の内容について調査等を行う。

- ① 社会環境の変化や時代潮流の動向等の整理及び分析
- ② 本町の現況及び今後の人口減少により顕著化する課題や新たな需要の整理及び分析
- ③ 人口ビジョンの改訂に向けた人口推計及び動向調査
- ④ 産業構造及びその将来見込み

⑤ 基本構想案作成資料の収集、分析及び草稿まとめ

⑥ その他計画策定に関する資料、図面等の作成

(3) 町民アンケート調査

以下のアンケート調査について、アンケート案の作成、調査の実施（印刷、発送、回収）、集計、調査結果の整理及び分析、報告書の作成を行う。なお、アンケート調査に係る送料は受注者が負担するものとする。

① 町民アンケート調査（18歳以上：3000人）

② 結婚・出産・子育てアンケート調査（18～44歳の既婚・未婚者男女：250人）

③ 小・中学生アンケート調査（小学5年生・中学2年生 300人）

(4) 職員アンケートの実施

全職員を対象に、各施策の達成度及び重要度の評価、また、課題解決に対するアイデア等についてアンケートを実施し、調査結果の整理・分析、報告書の作成を行うこと。

(5) 総合計画策定に係る各種会議の運営支援

庁内組織における以下の会議について、運営方針を作成のうえ、会議資料の作成や内容の取りまとめなど、ファシリテーションを含めた総合的な運営支援を行う。議事録は、会議の都度迅速に作成すること。

①総合計画策定委員会（1回程度）

②関係課長会議（1回程度）

③職員ワーキング会議（3回程度）

(6) 町民ワーキング会議等の運営支援

町民の意見を幅広く取り入れるために、町民ワーキング会議（2回程度）を行う。町民ワーキング会議については、運営方針を作成のうえ、ファシリテーションを含めた総合的な運営支援を行う。また、その他町民の参画・参加を図る取組について積極的に企画立案し、実施する企画については、総合的な運営支援を行う。

(7) 基本構想案等の作成

(1)～(6)までの調査結果を踏まえ、第6次総合計画策定に向けた基本的な考え方を提示し、基本構想案及び基本計画素案を作成する。なお、基本構想については、人口ビジョンと総合戦略を統合したものとして作成すること。

【令和8年度】

(1) 基本構想の文案精査

令和7年度に作成した基本構想案をもとに、文案の編集を行う。

(2) 基本計画の文案作成

令和7年度に作成した基本計画素案をもとに、文案の作成及び編集を行う。

(3) 総合計画策定に係る各種審議会の運営支援

以下の会議について、会議資料の作成や内容の取りまとめなど、ファシリテーションを含めた総合的な運営支援を行う。（議事録は、会議の都度迅速に作成すること。）

①総合計画審議会（5回程度）

②総合計画策定委員会（4回程度）

③関係課長会議等各種会議（4回程度）

(4) パブリックコメント実施支援

作成した第6次総合計画（案）について、パブリックコメントを実施するにあたり、必要な資料を作成するとともに、意見の取りまとめや分析等の支援を行う。

(5) 総合計画「本編」及び「概要版」の作成

確定した第6次総合計画の本編及び概要版の原稿を作成し、「第6次総合計画 本編」については、カラー刷りで印刷・製本を行うこと。なお、作成する原稿は、ユニバーサルデザイン（色覚バリアフリー等）に配慮したものとし、フォントは「UDフォント」を使用すること。

6 成果品及び納入物件について

- (1) 上牧町第6次総合計画 本編（150頁程度） 300部
- (2) 上牧町第6次総合計画 概要版（8項程度） 10,000部
- (3) 上牧町第6次総合計画「本編」及び「概要版」の電子データ
- (4) その他関係書類（調査報告書等）（電子データ）

※上牧町第6次総合計画の「本編」及び「概要版」の電子データについては、別途町が指定する期日（目安：2月上旬）までに納品すること。

※委託期間終了日から1年以内の間に本業務の成果品（電子データ）に不良箇所が発見された場合は速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

7 特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、双方の窓口担当者を定め、かつ、十分な連絡・協議に基づいて行うものとする。
- (2) 本業務を通じて知り得た事項については、双方ともに、秘密を厳守するものとする。
- (3) 本業務の契約にあたり、受注者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、本町の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方の協議に基づいて定めるものとする。